

(2) 対策

振動規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していく必要があります。

① 振動規制法による規制

振動規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う振動及び建設作業に伴う振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動の限度（要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

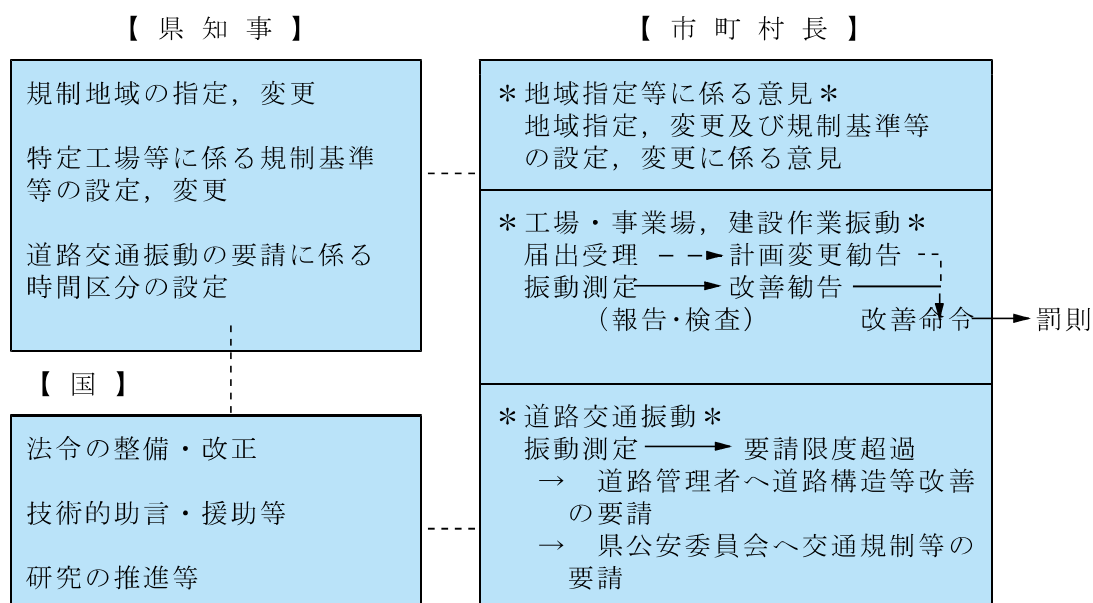
県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行います。

なお、平成21年3月末現在で18市10町について規制地域等の指定がなされています。

市町村長は、届出の審査及び受理、振動測定、立入検査、改善勧告及び命令、道路交通振動の測定に基づく道路管理者及び県公安委員会への要請等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市となって以降、県知事の役割業務も同市長が行っています。また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から権限移譲により県知事の役割業務も同市長が行っています。（図1－43）（資料編5－(1)(2)(3)(4)）

図1－43 振動規制法の体系



ア 工場・事業場振動

指定地域内の特定工場等が規制の対象となり、県内の特定工場等の数は、平20年度末で735工場です。

工場・事業場からの振動防止については、事業者の振動に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策や住居及び工場等の分離の推進等、都市計画に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。（表1－74）

表 1-74 振動関係特定施設届出状況

(平成21年3月末現在)

施設の種類	1 金属加工機械	2 圧縮機	3 土石用破碎機等	4 織機	5 コンクリートポンプ等	6 木材加工機械	7 印刷機械	8 ゴム樹乳練脂機 用練又は合ロ	9 合成樹脂射出機	10 鋳造型機	計
施設数	434	1,771	414	462	38	67	121	-	182	21	3,510
工場数	106	429	65	15	21	49	36	-	10	4	735

イ 建設作業振動

指定地域内において行われる建設作業のうち、政令で定めるくい打ち作業等の特定建設作業が規制対象となります。（表1-75、資料編5-(2)）

なお、建設作業振動については、建設作業が本来、衝撃力を直接利用することや、一時的に行うこと等から、防止が困難な場合が多くなります。

防止対策としては、付近住民への事前説明の実施や低振動工法の採用等が必要です。

表 1-75 振動関係特定建設作業届出状況（平成20年度）

作業の種類	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレイカーを使用する作業	計
届出数	51	3	3	167	224

ウ 道路交通振動

道路交通振動とは、自動車が道路を通行することに伴い発生するものをいいます。

道路交通振動は、凸凹の路面の道路を重量のある車両が高速で走行することにより発生するものです。従って、防止対策としては、道路の舗装、補修等の道路構造の改善対策や速度制限等の方策を講じることが必要です。

3 悪臭の現状と対策

(1) 現状

悪臭は、大気汚染、水質汚濁等と異なり、嗅覚という人の感覚に直接知覚されるものであり、その感知の程度は、各人の嗜好、体調などにも左右され、また、発生源も多種多様です。悪臭物質は、低濃度でも不快感を与えることや、多種類の物質が渾然となって大気中に拡散されることが多いことなどから、被害との関係の推定が困難なこともあり、苦情の解決を一層困難にしています。

悪臭苦情件数の推移は図1-44のとおりです。平成20年度の悪臭に係る苦情件数は260件です。発生原因別では、産業活動が51件と全体の20%を占め、次いで家庭生活が32件、野焼きが23件となっています。（図1-45）。

図 1-44 悪臭の苦情件数の推移

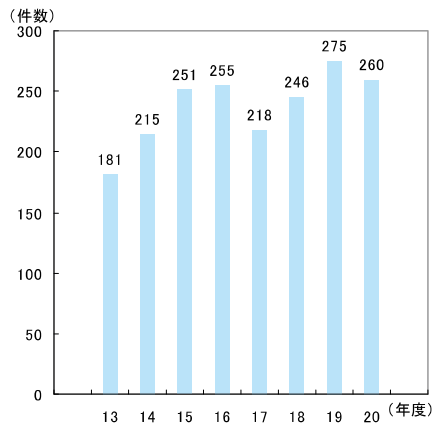
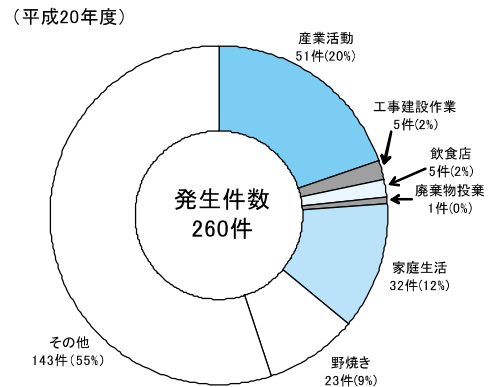


図 1-45 悪臭の発生源別苦情件数



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

(2) 対策

悪臭防止及び苦情等への対策として、悪臭防止法及び県公害防止条例による規制を行っています。

① 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、特定悪臭物質による規制の場合、規制地域内において法に定める特定悪臭物質のいずれかを発生させる工場・事業場のすべてが規制の対象となります。

これまで特定悪臭物質としては、アンモニア等22物質が指定されており、敷地境界、排出口及び排出水中における規制基準が定められています。（資料編 6-（2））

また、同法に基づき、知事は規制地域の指定及び規制基準の設定を行い、市町村長が悪臭物質の測定、改善勧告・命令を行うことになっています。（図 1-46）

平成21年3月末現在で18市18町において規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。（資料編 6-（1））

なお、鹿児島市については規制地域の指定及び規制基準の設定を、鹿児島市長が行っています。また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から権限移譲により県知事の役割業務も同市長が行っています。

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例では、知事が規制対象となる施設を定め、事業者には施設の構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守を義務づけることによって悪臭の防止を図っています。（図 1-46、表 1-76）

なお、独自に条例を制定している鹿児島市、薩摩川内市（旧川内市区域のみ）、鹿屋市（旧鹿屋市区域のみ）、南さつま市（旧加世田市区域のみ）、奄美市（旧名瀬市区域のみ）には適用されません。

図 1-46 悪臭防止の体系

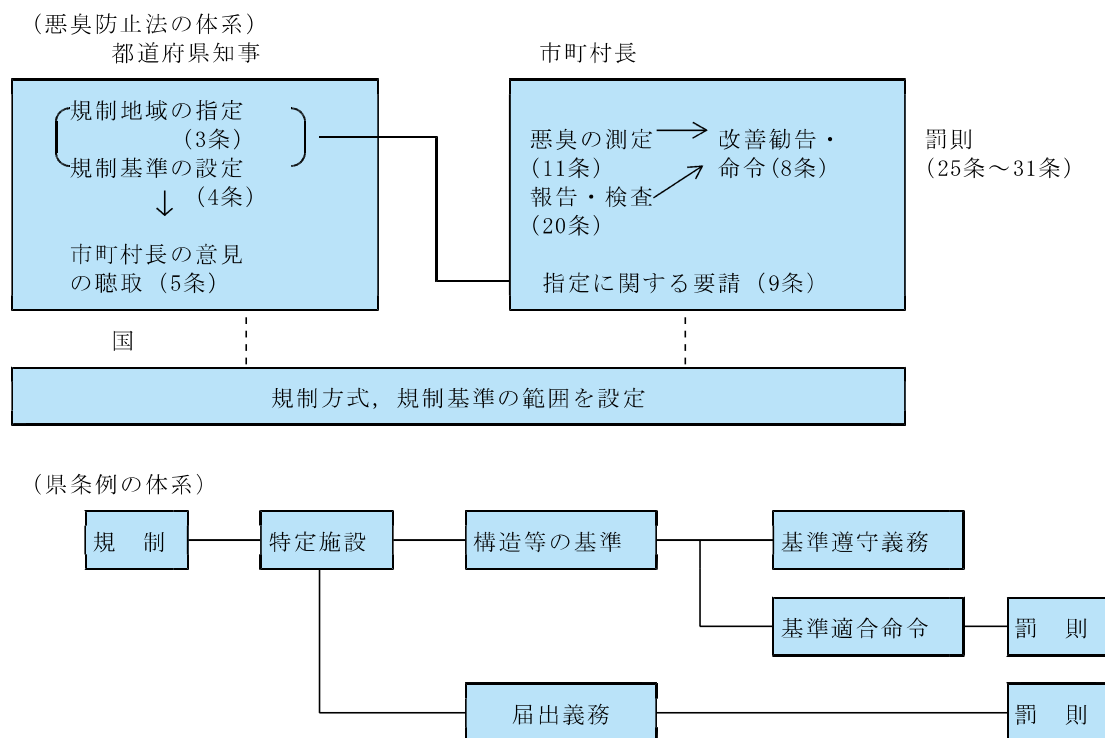


表 1-76 県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

(平成21年3月末現在)

番号	用 途 区 分	施 設 名	規 模	届出施設数
1	獣畜，魚介類又は鳥類の臓器，骨皮，羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	28
		(2)蒸解施設	〃	53
		(3)乾燥施設	〃	18
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	12
		(2)乾燥施設	〃	9
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま	すべてのもの	1
		(2)薬液回収施設	〃	0
4	鶏糞乾燥を業とする者が用いるもの	鶏糞乾燥施設	すべてのもの	9
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	26
計				156
工 場 等 数				65